

業 務 説 明 資 料

1 件 名

令和6年度脱炭素分野における国際ブランディング・プロモーション等業務委託

2 履行期限

令和7年2月28日

3 履行場所

横浜市国際局国際政策部国際連携課

4 業務の目的

横浜市は、2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、横浜市内で様々な取組を推進しており、国外においても脱炭素分野での国際協力事業の推進等を通じて、海外のグリーンビジネスをひきつけ、脱炭素化に向けた取組を横浜の成長につなげることを目指しているところである。さらに、こうした取組を国際社会へ発信するため、COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）など脱炭素に関連する国際会議等や世界気候エネルギー首長誓約^{*1}、イクレイ^{*2}、CNCA^{*3}、C40^{*4}などの国際的にプレゼンスの高い都市ネットワークに参加し、また自ら脱炭素・GXに焦点を当てた国際コンベンションとして「Y-SHIP」やアジア・スマートシティ会議等を主催するなど、知見の共有や脱炭素分野の取組の国際社会への発信により、脱炭素先進都市としての国際的なプレゼンスの向上を図っているところである。

上述のような取組が評価され、2023年には横浜市長が世界気候エネルギー首長誓約の東アジア地域理事に就任し、また包摂的成長のためのOECDチャンピオン・メイヤーズに参加するなどの評価及び実績を得ているところであるが、横浜市が目指す脱炭素先進都市としての国際的なプレゼンスの向上は途上である。

脱炭素化に向けて、上述の取組を引き続き推進していくが、それだけでは国際社会における脱炭素先進都市としてのプレゼンスの向上は困難である。さらなる取組推進のひとつとして、令和6年度から、横浜市内でGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催を予定している令和9年度までを脱炭素分野における国際的なブランディング・プロモーションを重点的に実施する期間と位置付け、取組の推進を考えている。

そのため、本委託では、脱炭素分野での国際ブランディング・プロモーションを開始しつつ、先に述べた重点的に実施する期間におけるプロモーション計画を、民間事業者の経験や知見・ノウハウを活用して整えた上で、複数年度を見据えた効果的な展開に生かしたいと考えている。

※1 世界144か国、12,500を超える自治体に参加する気候変動に関する世界最大の都市連盟

※2 持続可能な社会の実現を目指す都市の国際的ネットワーク

※3 Carbon Neutral Cities Alliance。脱炭素化の実現を目指す都市の国際的ネットワーク

※4 大都市気候先導グループ。温暖化対策に積極的に取り組む大都市の国際的ネットワーク

5 委託内容

広く国際社会において横浜市の脱炭素先進都市としての認知を得、プレゼンスを向上させるためには、横浜市の取組が知られるのみならず、脱炭素先進都市としての国際的な地位を確立し、それがブランド化されることが重要と考えている。

具体的な委託内容は次の(1)(2)(3)に示すとおりだが、委託者には全体を通じて、「国際社会における脱炭素先進都市としてのプレゼンス向上」に向けた成果を求めていくことになる。プレゼンスの向上を目指すといっても、知られるのみならず、AISASの手法に照らせば、①横浜市の脱炭素に関する情報を見て知る(Attention)、②興味・関心を持つ(Interest)、③さらに調べる(Search)、④(企業であれば)横浜市への事業所の立地や横浜市内での事業着手等を行う(Action)、⑤情報を共有する(Share)などの流れが国際的に広まることが望ましい。また、成果を知る指標も重要であり、例えば国際的な主要メディアでの横浜市の脱炭素分野での扱いや、国際的に評価が確立している都市ランキング等(例:「世界の都市総合力ランキング」(Global Power City Index, GPCI)、CDPシティAリスト)の適切な指標を受託者から提案の上、委託者と協議し、効果測定を行っていく。

(1)「脱炭素先進都市としての横浜市」の国際的なブランディング

複数回セッティングする本市との意見交換の場に参加し、ターゲットの議論を含む、脱炭素先進都市としての横浜市についての国際的なブランディングを行う。この成果として、国際社会における「脱炭素先進都市としての横浜市」のミッションやビジョン、バリュー等(目指している将来像や与えるべき価値等)を作成する。

(2)ブランドツール等の制作及び広報ツールの制作・活用

(1)のブランディングを踏まえ、国際的な場での使用を前提とした以下4点の「ブランドツール」を作成する。

- ①ブランドロゴ
- ②キーメッセージ
- ③キービジュアル(①、②の要素を含むものとする。)
- ④ガイドライン(①～③の使用方法を分かりやすく示したもの)

さらに、①～③のブランドツールを使用した以下3点の「広報ツール」の作成を行う。

- ⑤プロモーション動画
- ⑥プレゼンテーション資料
- ⑦動画及びプレゼンテーション資料以外の広報ツール(1点以上)

広報ツール作成においては、横浜市主体の取組を紹介するのみならず、関係者の出演も行うなど、効果的な手法を検討する。また、広報ツールはいずれも、以下に示す、横浜市が令和6年度中に脱炭素先進都市としてのプロモーションを行う国際会議として想定している場に向けて作成・納品し、各国際会議の場での使用を受けたフィードバックを受けてさらに改善していくものとする。

<横浜市が想定している国際会議>

(あくまで想定であり、発表の場を確約するものではない。時期等も変更の可能性はある。)

- A 6月 ICLEI World Congress (ブラジル・サンパウロ)
- B 7月 バンコク都脱炭素フォーラム(仮) (タイ・バンコク)
- C 8月 脱炭素関連国際セミナー(場所未定)
- D 9月 世界気候エネルギー首長誓約理事会(アメリカ・ニューヨーク)
- E 10月 Y-SHIP2024(横浜)
- F 11月 COP29(アゼルバイジャン・バクー)

なお、制作した広報ツールについて、制作したのみならず、効果的な拡散が必要と考えており、民間事業者の経験や知見、ノウハウを活用したいと考えている。そのため、横浜市が使用の場として想定している上述の国際会議に加えて、受託者側から効果的な活用場面を少なくとも1つ提案し、実際に使用するものとする。活用場面はオフラインのイベントのみならず、国際的な主要メディアのSNSを通じた配信等のオンラインの活用も可とする。

(3) 令和9年度までのプロモーション計画の提案

令和9年度までのプロモーション計画を提案する。

本委託における「プロモーション計画」とは、効果的に国際的プレゼンスを向上させるための「基本戦略プラン」と、基本戦略プランを前提に広告的手法等を用いて、開発した広報ツールを活用したプロモーション等のアイデアを提案する「プロモーションプラン」と定義し、「プロモーションプラン」は5件以上提案する。また、「プロモーションプラン」の提案にあたっては、「①提案名」「②時期」「③対象」「④提案内容の説明」「⑤開発した広報ツールの活用方法」「⑥想定コストと内訳」「⑦想定される効果」を明記するものとする。なお、令和7年度以降の新たな広報ツール(ウェブサイト等)の制作を含むことも可とする。

なお、(1)、(2)、(3)の検討にあたっては、以下の資料等を参考に、横浜市の計画及び取組を十分に勘案すること。

- ・横浜市中期計画2022～2025

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.html>

(とりわけ、政策18「脱炭素社会の推進」、政策24「国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献」及び政策25「世界から集いつながる国際都市の実現」を参照すること。)

- ・横浜市地球温暖化対策実行計画

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.html>

- ・横浜市の温暖化対策/SDGs未来都市～持続可能な都市を目指して～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ra/tool.files/202309.pdf>

- ・国際コンベンション「Y-SHIP2023」

<https://www.y-ship.yokohama/>

- ・アジア・スマートシティ会議

<https://yport.city.yokohama.lg.jp/promotion/ascc>

- ・アジア・スマートシティ・アライアンス (Facebook及びLinkedIn)

<https://yport.city.yokohama.lg.jp/promotion/asca>

6 成果物

(1) ミッション・ビジョン・バリュー等(目指している将来像や与えるべき価値等)

DOC形式若しくはPPT形式及びPDF形式。作成にかかる議論の議事録も作成の上提出すること。

(2) ブランドロゴ

PNG形式の画像データ、ai形式(illustratorCC、アウトライン済のものとは済でないもの)及びPDF形式

(3) キービジュアル

PNG形式の画像データ、ai形式(illustratorCC、アウトライン済のものとは済でないもの)及びPDF形式

(4) キーメッセージ

上記(2)のキービジュアルとの組み合わせによるPNG形式の画像データ、ai形式(illustratorCC、アウトライン済のものとは済でないもの)及びPDF形式、キーメッセージのみのテキストデータ

(5) プロモーション動画

- ・縦横比16：9及び9：16（サイネージ用）
- ・フォーマットMPEG4
- ・言語は英語及び日本語の2種類作成する。

(6) プレゼンテーション資料

- ・縦横比16：9及び9：16（サイネージ用）
- ・フォーマットPPTファイル
- ・言語は英語及び日本語の2種類作成する。

(7) その他広報ツール

1点以上。データによる納品とするが、形式は開発する広報ツールに応じて、委託者と協議の上、決定する。

(8) ブランドツール利用ガイドライン

DOC形式若しくはPPT形式及びPDF形式

(9) 令和9年度までのプロモーション計画（基本戦略プラン及びプロモーションプラン）

DOC形式若しくはPPT形式及びPDF形式

7 納入場所

横浜市国際局国際政策部国際連携課(横浜市中区本町6-50-10)

8 実施時期

令和6年12月までに一連の作業や成果物の作成を暫定的に終えて委託者に報告し、残りの契約期間でブラッシュアップを実施する。ただし、広報ツール（プロモーション動画、プレゼンテーション及びその他広報ツール）については5（2）に示すとおり、令和6年度中に脱炭素先進都市としてのプロモーションを行う国際会議として想定している場に向けて作成・納品し、各国

際会議の場での使用を受けたフィードバックを受けてさらに改善していくものとする。なお、実施時期は、業務の進捗状況によって前後することがある。

9 受託者の要件

(1) 提案資格

提案資格は、『「令和6年度脱炭素分野における国際ブランディング・プロモーション等業務委託」に関するプロポーザル募集要項』の「3 提案資格」のとおりとする。

(2) 業務責任者

受託者の業務責任者は、委託者の指示に速やかに応えられるように連絡体制を確保できることを前提とし、国際的なブランディング・プロモーションに関する専門知識を有し、技術的なアドバイスや提案を行うなど、本委託業務の遂行に必要な十分な能力、実績を有する者を選定すること。

10 その他

(1) 受託者の業務責任者については、特別な理由がない限り変更しないこと。

特別な理由： 身体的理由(傷病)・天災 等、やむを得ない理由によるもの。

(2) 受託者は、業務の履行にあたって、業務の方法、時期等について、委託者と十分に協議し、作業の進捗状況について適宜報告しなければならない。

(3) 受託者は、本業務の履行中に知り得た情報、成果物の内容について、委託者の許可なく第三者への提供や閲覧に供してはならない。

(4) 本委託において制作したブランドツール及び広報ツールをはじめ、本業務委託における成果物の著作権等一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

(5) 受託者は、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項を順守することとする。

(6) 業務の全部を再委託することはできない。

(7) 本業務説明資料に定めのない事項や、業務を進めるにあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定する。